

- 二、外貨債特別稅法中改正法律
- 三、建築稅法
- 四、鑛區稅法
- 五、清涼飲料稅法中改正法律
- 六、砂糖消費稅法中改正法律
- 七、織物消費稅法中改正法律
- 八、揮發油稅法中改正法律
- 九、印紙稅法中改正法律
- 十、骨牌稅法中改正法律
- 十一、狩獵法中改正法律
- 十二、明治四十四年法律第四十五號中改正法律（砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）
- 十三、大正九年法律第五十一號中改正法律（內地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル

- 物品ノ內國稅免除ニ關スル件）
- 十四、支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律
- 十五、營業收益稅法廢止法律
- 十六、資本金子稅法廢止法律
- 十七、法人資本稅法廢止法律
- 十八、臨時租稅措置法中改正法律
- 十九、取引所稅法中改正法律
- 二〇、家屋稅法
- 二一、所得稅法人稅内外地關涉法
- 二二、昭和十二年法律第九十四號中改正法律（支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件）
- 二三、大正十三年法律第六號中改正法律（外國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件）
- 二四、アルコール製造事業等ニ對スル所得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律

二五、租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律

修 正 (衆議院修正)

一、所得稅法改正法律

二、法人稅法

三、特別法人稅法

四、相續稅法中改正法律

五、臨時利得稅法中改正法律

六、營業稅法案

七、地租法中改正法律

八、酒稅法案

九、物品稅法

十、遊興飲食稅法

十一、通行稅法

十二、入場稅法

△ 稅制改正中地方稅關係

無 修 正

一、府縣制中改正法律

二、市制中改正法律

三、町村制中改正法律

四、北海道會法中改正法律

五、北海道地方費法中改正法律

六、地方分與稅分與金特別會計法

修 正 (衆議院修正)

一、地方稅法

二、地方分與稅法

△ 內閣關係 (全部無修正)

- 一、東北興業株式會社法中改正法律
- 二、東北振興電力株式會社法中改正法律
- 三、大正十一年法律第五十二號中改正法律（統計資料實地調査ニ關スル件）
- 四、會計檢査院法中改正法律
- 五、恩給法中改正法律

△ 內務省關係（無修正）

- 一、神宮關係特別都市計畫法
- 二、都市計畫法中改正法律

△ 大藏省關係（無修正）

- 一、昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律
- 二、昭和十二年法律第八十四號中改正法律（支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）
- 三、職員健康保險特別會計法

- 四、作業會計法中改正法律
- 五、造幣局東京出張所ノ廳舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律
- 六、昭和十三年法律第五十三號中改正法律（印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件）
- 七、政府出資特別會計法
- 八、金資金特別會計法中改正法律
- 九、昭和十三年法律第二十三號中改正法律（關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及權太廳ノ各特別會計ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件）

- 十、陸軍航空工廠資本特別會計法
- 十一、外國爲替管理法中改正法律
- 十二、臨時資金調整法中改正法律
- 十三、陸軍作業會計法陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特

例ニ關スル法律

- 十四、昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律
- 十五、支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律
- 十六、船員保險特別會計法
- 十七、船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律
- 十八、昭和九年法律第四十五號中改正法律案（貿易調節及通商擁護ニ關スル件
- 十九、木炭需給調節特別會計法
- 二〇、損害保險國營再保險特別會計法

△ 陸軍省關係（無修正）

- 一、要塞地帶法中改正法律
- 二、軍用電氣通信法中改正法律
- 三、宇品港域軍事取締法中改正法律

△ 司法省關係（無修正）

- 一、委託又ハ郵便ニ依ル戶籍届出ニ關スル法律
- 二、裁判所構成法中改正法律

△ 文部省關係（無修正）

- 一、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律
- 二、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律

△ 農林省關係（二件修正）

- 一、裝蹄師法
- 二、昭和十二年法律第九十號中改正法律（米穀ノ應急措置ニ關スル件）
- 三、家畜傳染病豫防法中改正法律
- 四、牧野法中改正法律
- 五、獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律
- 六、日本肥料株式會社法（衆議院修正）
- 七、農產物検査法

- 八、日本輸出農產物株式會社法（衆議院修正）
- 九、農會法中改正法律

△ 商工省關係（二件修正）

- 一、鑛業法中改正法律（衆議院修正）
- 二、砂鑛法中改正法律
- 三、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法
- 四、輸出毛織物取締法
- 五、商工組合中央金庫法中改正法律
- 六、損害保險國營再保險法
- 七、有機合成事業法
- 八、商業組合法中改正法律
- 九、石炭配給統制法（衆議院修正）

△ 鐵道省關係（一件修正）

- 一、金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
- 二、自動車交通事業法中改正法律案（貴族院修正）

△ 拓務省關係（無修正）

- 一、臺灣事業公債法中改正法律
- 二、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律
- 三、朝鮮事業公債法中改正法律
- 四、臺灣私設鐵道補助法中改正法律
- 五、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律
- 六、樺太地方鐵道補助法中改正法律

△ 厚生省關係（二件修正）

- 一、職業紹介法中改正法律
- 二、國民體力管理法（貴族院修正）

三、國民優生法（衆議院修正）

二十三 閉 會

第七十五議會は二日間の會期延長を以て三月二十六日無事修了を見たので、二十七日午前十一時より貴族院に於て閉院式が舉行された。此の日天皇陛下には親臨あらせられず、米内首相が閉院式の勅語書を奉じて之を捧讀し、松平貴族院議長勅語書を拜受して式を終了した。議員一同優渥なる勅語に感激した。

勅 語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命ジ併セテ卿等克ク朕ガ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

結 語

第七十五議會は未曾有の難局の中に開かれたに拘らず、豫期以上の成績を残して無事終了したが、議會後に残された政府の責任は極めて重大であると言はねばならぬ。

その第一は東亞新秩序建設に伴ふ外交關係の調整であるが、さきに通商條約を廢棄した米國は、再びハル國務長官の名に於て、新支那中央政府否認の聲明を行つた。

更に對フィンランド停戰協定を行つたソ聯は、歐洲に於てはバルカン工作に専念すると共に再び極東に對しても緊張の態度を以て臨まんとして居る。

その第二は東亞新秩序建設の長期戰に對應すべき國內體制の整備である。

第七十五議會が協賛した百五億の尨大豫算は政府が之に對して與へた説明に於ける如く、その物動計畫及び輸出入計畫が眞に信頼し得るものであるならば必ずしも實行至難ではないであらう。

然し政府が議會終了後間もなく、物動計畫と睨み合せた實行豫算の編成に對して甚だしく苦慮して居ることは、此の大豫算の實行が必ずしも容易ならぬことを示して居

り、殊に一般物資の不足、物價の昂騰等に備へ、大がかりの物價對策審議會を開催するなどあらゆる手段を講ぜんとしつつあるに拘らず、悪性インフレの懸念は容易に解消しないのである。

此の經濟的難關は、もとより政府と國民との協力によつてのみ突破されるべきものであることは勿論であるが、それには歴代内閣の懸案であつた行政機構の改革も、官吏制度の改正も、その他配機構の整備、消費の積極的統制等、政府に於てその斷行を迫られて居る事柄は枚舉に暇が無いのである。

貴族院に於て繰返し強調された如く、政府が眞にその責任を盡し、議會で爲した幾多の公約と今後の施政の上に實行するの熱意を示さぬ限り、如何に議會にのみその慎重審議を強ひても議會政治の運用は充分に達成せられず、刻下の重大難局の突破は至難であると言はなければならぬ。(完)

交友俱樂部 編纂

407

54

昭和十五年六月六日 印刷  
昭和十五年六月十日 發行

非賣品

發行所 門司市大字門司二九三七番地  
發行所 出光 佐三  
東京市麴町區永田町二丁目一番地  
編纂者 交友俱樂部  
印刷者 二見八竹  
德永種晴  
印刷所 東京市芝區田村町五丁目廿三番地  
大洋社印刷所

終

(代  
膽  
寫)